

第52期生命共済制度 独自給付変更

1. 変更内容 「病気による入院見舞金」の給付要件と必要書類の追加

【変更前】

加入者が本制度の1保険期間中に、疾病により5日以上継続入院した際に、通算30日までを限度として、次の入院見舞金を支払う。

～（中略）～

※必要書類※

→①入院見舞金請求書兼状況報告書【様式1】

②入退院日が明記された診断書または領収書の写し

【変更後】

加入者が本制度の1保険期間中に、疾病により5日以上継続入院した際に、通算30日までを限度として、次の入院見舞金を支払う。

なお、新型コロナウイルス感染症により、医療機関以外で療養した場合、公的機関や医師の判断に基づくことが明らかである場合は入院として取り扱うものとする。

～（中略）～

※必要書類※

→①入院見舞金請求書兼状況報告書【様式1】

②入退院日が明記された診断書または領収書の写し

③新型コロナウイルス感染症により医療機関以外で療養した場合は、公的機関若しくは医師の判断に基づくことを証する書面の写し

④新型コロナウイルス感染症により医療機関以外で全期間療養した場合は、療養期間の始期・終期を証する書面の写し